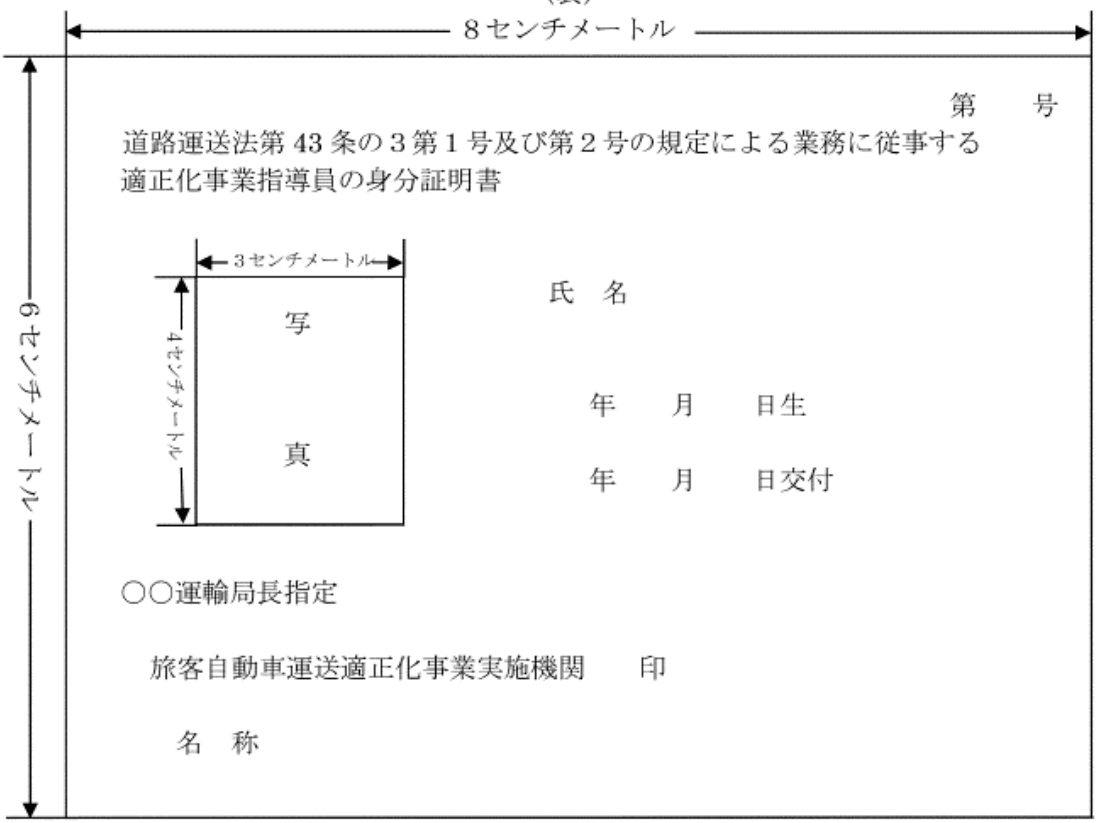
第１号様式（第 34 条の４関係）

（表）



（裏）

道路運送法抜粋

第43条の３　適正化機関は、その区域において、次に掲げる事業（以下「適正化事業」という。）を行うものとする。

⑴　輸送の安全を阻害する行為の防止その他この法律又はこの法律に基づく命令の遵守に関し旅客自動車運送事業者（前条第一項の指定に係る種別の旅客自動車運送事業を経営する者に限る。以下この節において同じ。）に対する指導を行うこと。

⑵　旅客自動車運送事業者以外の者の旅客自動車運送事業（前条第一項の指定に係る種別のものに限る。以下この節において同じ。）を経営する行為の防止を図るための啓発活動を行うこと。

道路運送法施行規則抜粋

第34条の４

３　適正化事業指導員は、適正化事業指導業務を行うに当たつては、前項の証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。